

## 告示

### 埼玉県告示第千三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川中部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年十二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小池 孝一郎	埼玉県深谷市武蔵野千八百七十八番地